

第1条（名称・目的）

1, この会は「立命館大学体育会ラグビー部ファンクラブ（一般会員）」（以下「クラブ」と略称）と称し、立命館大学ラグビー部内に事務局（以下「事務局」と略称）を設置して運営に当たります。

2, クラブは「立命館大学体育会ラグビー部」を応援、サポートすることを目的とします。

第2条（入会）

1, 本規約を承認の上、事務局へ申し込み、入会金・年会費を支払うことで入会手続きが完了しファンクラブ一般会員（以下「会員」と略称）となります。

2, 18歳未満の方が入会を希望される場合は親権者の同意が必要です。

第3条（入会金・年会費）

1, 年会費は一律4,000円です。

2, 納付された入会金・年会費は理由の如何に問わず返却はできません。

3, 納付された年会費は会員特典の運用に使用します。

第4条（会員の有効期限）

1, 会員の有効期限は、4月25日から翌年3月31日までとします。

2, 有効期限の途中での入会の場合にも有効期限の終了日は変わりません。

3, また、有効期限の途中での入会の場合にも年会費は減免されません。

第5条（届け出事項の変更）

1, 会員の届け出事項（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出るものとします。届け出をされなかったために、郵便物等が未着となった場合、事務局は一切責任を負いません。

第6条（会員特典）

1, 会員は事務局が別途定める特典を受けることができます。

2, 事務局の都合により特典の内容は変更される場合があります。

第7条（規約の変更）

- 1, 本規約に変更が生じた場合、追記・変更手続きを行い、会員に連絡するものとします。

第8条（禁止事項）

- 1, 会員は以下に定める行為をしてはなりません。
 - I 会員の地位または会員資格を利用した営利活動及びこれに準ずる行為
 - II クラブ・チームおよび他の会員の財産・名誉・信用・プライバシー等の権利を侵害する、またはその恐れのある行為
 - III クラブおよびチームの運営に支障をきたす、またはその恐れがある行為
 - IV 法令に違反する行為
 - V その他、会員としての品位を欠き、不適切と判断される行為

第9条（会員資格の喪失）

- 1, 本規約に反した場合は、直ちに会員資格を喪失するものとします。
- 2, 資格を喪失した場合、年会費の返金はないものとします。

第10条（個人情報について）

- 1, 事務局は、法令に基づき開示する場合を除き、会員登録の際にご提出頂いた個人情報はクラブ運営にのみ利用するものとします。

第11条（譲渡禁止）

- 1, 会員は本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができません。